

公安委員会 決裁資料	令和7年度鹿児島県留置施設視察委員会の 委員任命について	令和7年6月5日 留置管理課
---------------	---------------------------------	-------------------

1 留置施設視察委員会の位置づけ

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第20条に基づき、警察本部に留置施設視察委員会を置くこととなっている。

留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するために設置された部外の第三者機関であり、留置施設を視察して、その運営に関し、留置業務管理者に意見を述べるものとされている。

2 委員の任命等

- (1) 委員は人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。
- (2) 委員会の性格に照らし、委員は、地域住民のほか、弁護士等の法律関係者、医師等を含めることが適当と考えられ、委員会の委員の構成が、特定の範囲の年齢、性別、業種等に偏ることがないように配慮する。

3 令和7年度委員会の委員任命

- (1) 鹿児島県留置施設視察委員会条例（平成19年鹿児島県条例第28号）第2条により、委員の定数は5人、任期は1年（2回に限り再任できる）とされている。
- (2) 令和6年度の活動をもって、委員5人のうち3人が任期満了により退任したことから、新たに3人の委員を任命する。

〈令和7年度鹿児島県留置視察委員会の委員〉

番号	氏名	年齢	職業	推薦機関・団体等	任期
1	A（女性）	50歳代	地方公務員	自治体推薦	再任
2	B（男性）	40歳代	精神保健福祉士	鹿児島県精神保健福祉士協会推薦	再任
3	C（男性）	60歳代	医師	鹿児島県医師会推薦	再任
4	D（男性）	40歳代	弁護士	鹿児島県弁護士会推薦	新任
5	E（女性）	40歳代	会社役員	警察署推薦	新任

委員の平均年齢 50.2歳 女性の委員登用率 40.0パーセント